

【申請にあたっての注意事項】

- 1 この用紙は、標準報酬随時改定の保険者算定に関する申請を届け出るにあたって、年間報酬額の平均で決定することを申し立てる場合に必ず提出してください。
- 2 この用紙は、随時改定にあたり、3か月間の報酬の平均から算出した標準報酬の月額と、昇給月又は降給月以後の継続した3か月の間に受けた固定的給与の月平均額に昇給月又は降給月前の継続した9か月及び昇給月又は降給月以後の継続した3か月の間に受けた非固定的給与の月平均額を加えた額から算出した標準報酬の月額（年間平均額から算出した標準報酬の月額）との間に2等級以上の差があり、年間平均額から算出した標準報酬の月額で決定することに同意する方のみ記入してください。
- 3 また、組合員の同意を得ている必要がありますので、同意欄に組合員の自署にて氏名を記入してください。
- 4 なお、標準報酬の月額は、年金や傷病手当金など、組合員が受ける保険給付の額にも影響を及ぼすことに留意してください。
- 5 **【標準報酬の月額と比較欄】**をご記入いただく際は、次の点にご注意ください。
 - ① 支払基礎日数17日未満の月の報酬額は除きます。
 - ② 休職者給与を受けていることにより、報酬の一部が支給されない日がある月がある場合は、支払基礎日数が17日以上であっても当該月を除きます。
 - ③ 給与の支払いに遅配がある場合は
 - ア 昇給月又は降給月前の継続した9か月以前に支払うべきであった給与の遅配分を年間平均の計算対象月に受けた場合は、その遅配分に当たる報酬の額を除いて、報酬月額の平均を計算してください。
 - イ 昇給月又は降給月前の継続した9か月までの間に本来支払うはずの報酬の一部が昇給月又は降給月から4か月目以降に支払われることになった場合は、その本来支払うはずだった月を計算対象から除外して、報酬月額の平均を計算してください。（当該報酬の一部を本来支払うはずだった月の報酬に含めて算定しても差し支えありません。）
 - ④ 上記①～③に該当した場合は、その旨を**【備考欄】**に記入してください。